

令和元年9月13日公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

山形県金山町

I. 監査委員の審査及び議会への報告について

各指標の算定につきましては、総務省から示された平成30年度決算における算定方法及び算定様式に基づき比率を算出し、算定の基礎事項を記載した書類について監査委員から審査していただき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)第3条第1項により、監査委員の意見を付して9月5日に議会へ報告いたしました。

II. 平成30年度決算における健全化比率、資金不足比率について

健全化判断比率【()は早期健全化基準比率】

①実質赤字比率	実質赤字なし	(15.0%)		
②連結実質赤字比率	実質赤字なし	(20.0%)		
③実質公債費比率	9.1%	(25.0%)	前年度対比+	0.6%
④将来負担比率	56.6%	(350.0%)	前年度対比+	5.0%

資金不足比率【早期健全化基準比率20%】

①水道事業会計	資金不足なし
②公共下水道事業特別会計	資金不足なし
③農業集落排水事業特別会計	資金不足なし

III. 監査委員の意見

別紙意見書のとおり

	町長	副町長	総務課長	統轄課長	課長	課長補佐	係長	係員
年月日				不在				



令和元年8月26日

金山町長 鈴木 洋 殿

金山町監査委員 松 坂 忠 良



金山町監査委員 栗 田 保 則



平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に伴う
審査意見について

このことについて、別紙のとおり提出します。

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1. 審査の根拠

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)第3条第1項により、次のとおり意見を提出する。

2. 審査の概要

健全化判断比率の審査は、7月18日に提出された平成30年度決算における健全化比率、資金不足比率についての基礎事項を記載した書類が適正であるかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

平成30年度決算における健全化比率、資金不足比率の算定については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領に基づき審査したところ、適切に漏れなく算定されていると認められる。

4. 個別意見

(1) 健全化判断比率について

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、対象となる全ての会計で実質収支の黒字や剰余額があり「実質赤字なし」となっている。

実質公債費比率及び将来負担比率については、2年連続で比率は増加となっている。

算定内容を分析した結果、実質公債費比率及び将来負担比率の要因は次のとおりで、各比率とも基準内であり問題はない。

【実質公債費比率悪化要因】

- ① 診療所を含む特別会計の元利償還金への一般会計操出金が増加している。
- ② 平成29年度以降、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の総額が減額され、分母となる標準財政規模が25億円を下回っている。

【将来負担比率悪化要因】

- ① 平成26年度より過疎指定を受け、大型事業による起債発行により起債残高が増加している。
- ② 診療所を含む特別会計の起債発行により、公債費分の一般会計からの繰入見込み額が増加している。
- ③ 財源調整基金等からの繰入金により財源確保したことにより、充当可能基金残高が減少している。

(2) 資金不足比率について

適用となる公営企業は、上水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の3事業であるが、全ての会計で繰越金や内部留保資金等の剰余額を有していることから「資金不足なし」となっている。

今後、アメリカ及び中国の経済大国の貿易戦争等により世界経済は混迷していく。国内においては、東京オリンピック開催に向けた内需景気は高揚していくが、その後には担い手不足も伴い急速に経済悪化が見込まれる。日本は過去最大の借金を抱え、消費税増税を今年10月1日から行うものの、国債返済に伴う公債費や少子高齢化による社会保障費の増大等により安定した財源確保が困難となり、地方公共団体にも多大な影響が生じる状況となる。

当町においては、平成26年度に過疎指定を受け大規模な施設整備を続けて実施したことにより地方債残高が増加し、過疎債の元金償還により公債費は大幅に増加してくることが見込まれ、引き続き公債費負担の適正化、徹底した事業見直しによる行政コストの軽減、特別会計の経営健全化など、将来に負担を残さない予算の編成と執行を図り、町民から理解と共感を得られる財政運営を望むものである。

総括表① 健全化判断比率の状況 (平成30年度決算)

Ver.30.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
063614	山形県	金山町	-	-	9.1	56.6

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	2,418,225	96,335	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	270,288	11.2
	小 計	270,288	11.2
	標準財政規模	2,418,225	100.0
	実質赤字比率 (%)	-11.17	※

会 計 名		実質収支額	
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の 中 の 一 部	国民健康保険特別会計	7,781	0.3
	介護保険料特別会計	32,186	1.3
	介護サービス事業	0	
	後期高齢者医療特別会計	1,486	0.1

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	94,439	3.9
法 非 適 用 企 業	公共下水道事業特別会計	9,446	0.4
	農業集落排水事業特別会計	3,909	0.2
合 計		419,535	17.3
標準財政規模(再掲)		2,418,225	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-17.34	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成30年度決算)

Ver.30.00

団体名 山形県金山町

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
平成28年度	350,831			154,018	9,882	3,255	140	3,282	111,359	200,953	16,690
平成29年度	326,931			167,715	11,688			2,607	86,339	201,066	16,608
平成30年度	328,903			170,099	5,975	6,165		3,187	79,490	212,068	16,781

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
平成28年度	577,366	1,828,541	97,796
平成29年度	593,055	1,730,164	95,162
平成30年度	573,352	1,748,538	96,335

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
平成28年度	8.54563
平成29年度	9.44556
平成30年度	9.46099

	実質公債費比率 (3カ年平均)
	9.1

(参考)

	⑥の内訳									
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定等により、利便 施設及び公共施設 を買い取るため に行った債務負担 行為に係るもの (省令第7条第2 号)	国土土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	利子補給に係るも の(政令第12条第 4号)	
平成28年度									3,255	
平成29年度										
平成30年度							1,288		4,877	

総括表④ 将来負担比率の状況 (平成30年度決算)

Ver.30.00

団体名

山形県金山町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額					連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
4,468,849	6,165	1,737,485	5,975	300,604	0	0	0	0	0	0	0

(分母比) 212 0 82 0 14

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
1,240,641	36,689	36,689	4,046,856

(分母比) 59 2 2 192

将来負担額 A	充当可能財源等 B	A - B	57	将来負担比率 (%)
6,519,078 309	5,324,186 252	1,194,892		
=				
標準財政規模 C	算入公債費等の額 D	C - D	100	
2,418,225 115	308,339 15	2,109,886		
=				
				56.6